

行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行財政改革を着実に推進し、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業又は行財政改革の状況を自ら評価する取組（以下「行政評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価組織)

第2条 評価方法の検討などのため、行政評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 前項に掲げる検討会議は、副市長、総合政策部長、行政改革担当部長、政策調整課長、財政課長及び行政改革課長で構成する。

(議長)

第3条 検討会議に議長を置き、総務部を担任する副市長をもって充てる。

2 議長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、議長が招集し、議長が議事を進行する。

2 検討会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(評価対象)

第5条 評価対象は、別に定める。

(評価方法)

第6条 行政評価は、各事業担当部局が評価表により対象を評価し、その結果を検討会議に報告するものとする。

2 検討会議は、報告された評価結果の全庁的な整合を図るとともに、全庁的視点の2次評価を加える二段階の方式により評価し、結果を市長に報告する。

(結果の公表と反映)

第7条 市長は、前条第2項により報告を受けた結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事業執行に反映するものとする。

(委員会への諮問)

第8条 市長は、行政評価の実施に関し、旭川市行財政改革推進委員会に諮問するものとする。

(庶務)

第 9 条 行政評価の実施に関する庶務は、総務部行政改革課において行うものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。